

行政処分の公表

当社は東北運輸局より下記の処分を受けました。

今回の処分を厳粛に受け止め、法令の遵守及び輸送の安全確保を徹底し、
全社を挙げて再発防止に取り組んでまいります。

記

1. 対象営業所 本社営業所

2. 処分内容 輸送施設の使用停止（20 日車）及び文書警告

3. 違反条項 ・ 乗務時間等の基準の遵守違反
 （貨物自動車運送事業輸送安全規則 第 3 条第 4 項）
 ・ 乗務等の記録事項義務違反
 （貨物自動車運送事業輸送安全規則 第 8 条）
 ・ 運転者に対する指導監督義務違反
 （貨物自動車運送事業輸送安全規則 第 10 条第 1 項）

4. 当該処分にに基づき講ずる措置
 運行管理体制の見直しを進め、連続運転時間、拘束時間、休憩時
 間等に関するチェック体制を強化しました。
 また、運転者に対し、法令の遵守及び輸送の安全を確保するた
 めの指導を徹底してまいります。

5. 処分を受けた日 令和 3 年 2 月 5 日

以 上